

第一百五十六回

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

平成十五年七月十七日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

谷 博之君

平野 貞夫君

柳田 稔君

千葉 景子君

井上 哲士君

辞任

谷 博之君

柳田 稔君

小林 美恵子君

補欠選任

谷 博之君

柳田 稔君

信田 邦雄君

堀 利和君

篠瀬 進君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

八田ひろ子君

山本 保君

山本 健太郎君

山下八洲夫君

木庭健太郎君

大江 康弘君

又市 征治君

高橋 一郎君

竹本 直一君

若松 謙雄君

藤澤 進君

加藤 一宇君

高橋 一郎君

小林 美恵子君

といたしております。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。その他、所要の規定の整備を行うことといたしてあります。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(沓掛哲男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷博之君 おはようございます。

民主党・新緑風会の谷博之でございます。

限られた時間でございますから、早速御質問をさせていただきますが、私は、民主党の中でいわゆる選挙制度の改正の動きにつきましてプロジェクトチームを作りまして、その責任者という立場にございましたので、そういう立場から、確認をする意味も含めて幾つか質問を申し上げたいとうふうに思っております。

そのまづ一つは施行期日の問題でございますけれども、今もお話をありましたように、我々が党内で議論をしてまいりましたときに、この施行期日について、できるだけ法の改正によって直近の国政選挙からこの制度が適用になるということが一番ベターなことであるというふうに考えておりまして、そういう意味から、我々の四月三日に出した議員立法案としては六ヶ月というふうに一応この施行期日を決めたわけありますが、この法案では一年を超えない、こういうふうな規定でございます。したがって、衆議院の解散・総選挙はいつになるか分かりませんが、そういうことも含めなるならば、一年というふうに単純に考えると来年の参議院選挙からと、こういうことになるわけであります。具体的にこの施行期日についてはいつを目指すことになるのか、改めて参考人にお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(高部正男君) お答えを申し上げます。

施行の時期についてでございますが、この改正案が通りますと、私ども、政省令の作業がございまます。また、円滑な施行のために必要かつ十分な周知期間も必要だらうと思つておりますが、委員御指摘ございましたとおり、早期の施行を求める定をされておりましたが、実際には施行を急いでれておるところでございます。

類似の事例で現行の郵便投票の制度を創設した際に、一年以内で政令で定める日というような規定をされておりましたが、実際には施行を急いで七か月程度で施行された例がございます。こういふことも参考にいたしまして、また来年には参議院通常選挙が予定されているところでございますので、法律が通りましたならば、来年の選挙には新たな制度が適用できますようにできる限り速やかに施行するよう努力してまいりたいと考えるところでございます。

○谷博之君 今申し上げましたように、衆議院の選挙がいつになるか分かりませんが、できるならばその作業を早めていただいて、その時期に合うようであればその時点から適用するというふうな形を是非考えていただきたいというふうに考えております。

それから、二つの目次質問であります。一つは、代筆での郵便投票における不正の防止の問題であります。これについては、法律に基づいて政省令を具体的に検討することになるんでしょうか。

○政府参考人(高部正男君) これも御指摘ございましたように、今回の法案におきましては、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管委員会の委員長に届け出た者に投票に関する記載をさせることができると規定されています。

現行の制度でございますけれども、現行の郵便等の不在者投票におきましては、郵便等投票証明書というものの交付を身体障害者手帳等を添付して申請いたしまして、その証明書を提示して投票用紙等の交付を請求する、投票用紙を封筒に入れ

○政府参考人(高部正男君) お答えを申し上げます。

施行の時期についてでございますが、この改正案が通りますと、私ども、政省令の作業がございまます。また、円滑な施行のために必要かつ十分な周知期間も必要だらうと思つておりますが、委員御指摘ございましたとおり、早期の施行を求める定をされておりましたが、実際には施行を急いで

れておるところでございます。

今回の改正が成立した場合に、具体的な手続をどういうふうにするかということにつきましては、国会における御論議でございますとか、これまでの立案過程における御論議を踏まえまして私ども検討させていただくことになろうかと考えておりますが、これまでの各党間の協議におきましては、郵便等投票証明書の交付の申請が本人から

おこなわれておりますが、これまでの各党間の協議におきましては、郵便等投票証明書の交付の申請であることは本人の身体障害者手帳等を添付することにより確認するものとするということとされておりますので、政令におきましては、現行の政令に準じまして、各種手続におきまして、身体障害者手帳や郵便等投票証明書を添付することによりまして本人の意思であることを確認する仕組みを考えているところでございます。

それから、三番目の問題であります。

○谷博之君 今この説明で、ともかく実施するといふことになると想いますが、最終的には罰則による担保ということにならざるを得ないんだろうと思いますが、そういう点では是非これからも慎重な対応、検討をしていただきますように要望しておきたいと思います。

それから、三番目の問題であります。

○谷博之君 今この説明で、ともかく実施するといふことになると想いますが、最終的には罰則による担保ということにならざるを得ないんだろうと思いますが、そういう点では是非これからも慎重な対応、検討をしていただきますように要望しておきたいと思います。

それから、三番目の問題であります。

○谷博之君 今この説明で、ともかく実施するといふことになると想いますが、最終的には罰則による担保ということにならざるを得ないんだろうと思いますが、そういう点では是非これからも慎重な対応、検討をしていただきますように要望しておきたいと思います。

それから、三番目の問題であります。

○谷博之君 今この説明で、ともかく実施するといふことになると想いますが、最終的には罰則による担保

ことにならざるを得ないんだろうと思いますが、

その対応、検討をしていただきますように要望しておきたいと思います。

それから、三番目の問題であります。

○谷博之君 今この説明で、ともかく実施するといふことになると想いますが、最終的には罰則による担保

ここで具体的に私、ちょっとと二つほど具体的例を申し上げたいと思うのですが、一つは、前回の五月三十日に私が本委員会で質問させていただいたときに、今の質問に関連するんです。が、要介護認定を郵便投票の対象として活用することについて、選挙部長が、介護に要する時間などいう視点で等級が定められていることから、今の時点ですけれどもとしてこれを直ちにそのまま使えるかというと、いろんな課題がある、このように答弁をしております。これはこのとおりだと思うんですね。民主党も、そういう意味では一月から七回にわたってこの対象者の拡大の問題について議論をしてまいりました。例えば、日弁連が提言しているいわゆる医師の診断書による対象者の拡大の方法、こういうものも今後検討されなければならないんじゃないんじゃないかということがまず一つであります。

いろんな同じ難病患者の中でも矛盾が出てきて、今年一月から二月にかけて大阪の知的障害者の男性が大変投票に意欲を持っているということで、その父親が地裁に提訴をいたしまして、その判決が出されました。その判決の内容は憲法の趣旨に照らして改善が必要だと、こういうふうな判決であつたわけであります。これを不服としてその父親は更に高裁に控訴をいたしておりまして、その判決もそのうち出るのではないかというふうに思っています。

こういういろんなケースを三つほど挙げましたけれども、今度の法改正によって郵便投票制度の対象者の拡大という意味では、まず第一歩に就いたところではないかというふうに我々は考えております。

そこで、本当に必要な人が対象となるようそういう改定をこれからも続けていくべきだというふうに思いますし、衆議院の決議でもそのような内容が盛り込まれているということでありまして、今後この大阪高裁の判決やあるいは実務を担当する地方自治体の関係者の方々の意見などを聞きながら、この郵便投票の対象拡大について総務省は今後どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(高部正男君) 現行の制度で投票することが困難な方々の投票機会の確保をどのようにして図っていくのかということ是非常に重要な課題だというふうに私どもも認識しているところでございます。

この場合、郵便投票といいましての場合に、医師の診断というような御指摘もございましたけれども、委員よく御案内の、かつて制度があつて、いろんな不正があつたというような経緯もございまして、結局のところ、この郵便投票の対象をどう考えていくのかということについていいますと、選挙の公正あるいは投票の公正の確保という観点

との調和をどのように図つていくのかということになるんだろうと思うんですが、範囲をどうするのか、認定方法をどうするのか、全国的に平等な取扱いが可能なのかといったような課題の解決が必要だと思っております。今回の法案におきましては、介護保険の要介護度認定の基準を活用するというふうにされたものだというふうに承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、どういう形で投票、現行制度では難しい方々の投票機会を確保していくのかというのは非常に大きな課題だというふうに考えておりまして、選挙の公正を図りながらどういうことが考えられるのか、私ども引き続き検討をしていきたいと考えておりますし、またこの重要性にもかんがみまして、各党各会派におかれましても引き続き御検討をいただけたらと、かように思つてゐるところでございます。

○谷博之君 最後に、一点希望をさせていただきますが、今はいろんな対象者の拡大の話をしてまいりましたけれども、今後引き続いてこの本委員会でもこうした課題には非議論を進めていただきますようお願いを申し上げまして、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○池田幹幸君 日本共産党的池田幹幸です。

今度の法改正は非常に重要な前進を含んでおりまして、私ども日本共産党、賛成でございますが、幾つかの点を確認だけしておきたいと思います。

既に、谷委員の質問で明らかなる点もありますの正が横行したということなんですねけれども、そういったことを考えますと、やっぱりこの不正防止の手段というのはきちんとしないといけない。罰則で担保されているということなわけですねけれども、要するに不正が起こり、起こし得ないような何らかの手段というのもやっぱり考えていかなければいけないんだろうと思うんですね。

そこで、要するに、代理人の申請なんですねけれども、これについては、選挙人本人がこの代理人を選択して申請するということになっています。そこで、郵便投票を行うということの申請とか投票用紙の請求、これは代理人を通じて行われるわけなんですが、まず、この代理人が選挙人本人が選定しました、選びましたということとか、それから申請書ですね、それ自身が選挙人がきちんと確認をしたものであるということとか、その確認が非常に難しいと思うんです。手が不自由だということで書けないというならないんですけども、視覚障害者の場合、代理人が代筆するわけですね。どういうふうに代筆したのか分からない、その確認を一体どういうふうにしたらいいのかという問題があるわけですね。この辺のところは政令で一体どういう形でクリアしようとしているのか、ひとつ簡単に説明願います。

○衆議院議員(竹本直一君) 御心配のようなことが当然考え方されるわけでございますが、本法案におきましては、郵便等投票における代理記載制度を利用できる者は、郵便等による不在者投票である選挙人で、自ら投票の記載をすることができるるものとして、まず政令で定めるものとされていますが、そこまでございます。したがいまして、上肢障害一級、視覚障害一級の身体障害者手帳の保持者等、等と申しますのは戦傷病者手帳等を申し上げますが、そういうものに限定して代理記載制度が利用できることを予定いたしております。

お尋ねの、代理記載人の選定を行う者につきましては、代理記載制度を利用できる選挙人であり、当該選挙人が代理記載人をあらかじめ市町村の選管の委員長に届け出ることとされております。

それで、申請された代理記載人が選挙人本人の選択であることの確認の方法でございますけれども、政令に委任するわけでございますが、これまでも各党間の協議におきましては、郵便等投票証書の交付を受けていない選挙人については、申請をするに当たって身体障害者手帳等を添えることによって選挙人本人からの申請であることを確認

いたします。それから、既に郵便等投票証明書の交付を受けている選挙人につきましては、申請するに当たりまして郵便等投票証明書、それから身体障害者手帳等を添えることによつて選挙人本人からの申請であることを確認することを考えております。

的な問題はいろいろあると思いますが、できるだけ不正のないようにあらゆる努力をされたいと
思っております。

いのかと思うんですが、投票所での場合は代理人が二人付きますね、投票所では。現行そうなっています。そうしますと、この郵便の場合も、代理人が本人の代筆するわけですけれども、その代筆

したということをきちんと説明できるもう一人の立会人といったような、投票所におけるようなやり方、これが考えられないのかと、こういつたこともひとつ政令の段階で検討できるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですかね。

○衆議院議員(竹本直一君) 確かに、たしか二十六年でしたか、そういういろいろな事件がありますして、いろいろな制度の改善がもたらされたわけですが、ざいますけれども、お尋ねの代理記載人の公正性を確保するというのは非常に重要なことであります。

そこで、本改正案では、代理記載人の公正性を確保する観点から、代理記載人が選挙人の支持する候補者の氏名等を記載しなかつたとき、又は投票を無効とする目的を持つて虚偽の記載等をしたときは、記載義務違反の罪を新たに設けることにいたしております。また、代理人が正当な理由がない選挙人の投票に干渉したときは、投票干渉罪の適用を考えております。

理記載人のほかに立会人を要求することにより選挙人の投票機会を狭めないか等、慎重に検討をする問題があると考えております。

要は、いろいろ条件を付けますと、そもそも投票することについて意をを発言し、あるいはその他もろもろのことをすることに不自由な方でござりますので、余り、あれもしなきやいけない、これもしなきやいけないということは、かえつて、そんな面倒ならやめてしまおうと、こういう人も出てくるんではないかと、そんなことを考えまして、今申し上げたような制度にしようかと考えておるわけでございます。

それから、この改正案におきましては、選挙の公正の確保と選挙権行使の機会を拡充する必要性との調和を図るという観点から、代理記載人をあらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出ることとし、代理記載人の公正性の確保については罰則をもつて担保することといたしております。

○池田幹幸君 罰則で担保しているという点については重々承知しているんですけども、やはりもう少し、投票機会を拡大しようということですから、御心配のような点も確かにあると思うんですけれども、さらに巡回投票制度といったようなことについても検討してきて、今回はそれ取らなかつたわけですけれども、そういうことも引き続きお互に検討していくみたいというふうに思いま
す。

○大江弘志 おはようございます。
今日は、こういう国会日程の中で、大変、委員長が御尽力をされまして、それぞれの会派の御協力もあつてこういうう時間帯に開かれて、こういう時間をいただいてということで、もう簡潔にしたいと思うんですけども、実は副大臣がちょっとこちらに来るのが遅れておつて、採決するときにこれ間に合わないから、ちょっと質問延ばせといふようなことでありますし、これは不可抗力でありますかと思いますけれども、これは仕方のないこ

とで。この法案は全会派一致でありますし、特に衆議院の方で、高橋委員長また竹本委員長代理始め、この法案のお取りまとめをいただきました皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

やはり、この投票率の低下というものが叫ばれて大変久しい。我々投票される者にとって、立候補する者にとって、やはりこの投票率が一喜一憂をするわけであります。なぜもつと行ってくれぬのかな、なぜもっと投票してくれないのかなど、実はこんなことを思いながら絶えず選挙を重ねてきましたわけでありますけれども、そういう意味におきましては、やはり当たり前の権利の行使というものが今までできなかつた中で、それがやはり今回門戸が開かれたということは、大変私はよかつたというふうに賛意を表したいと思いますし、関係の皆さんにも御礼を申したいと思います。

そこで、ちょっと選挙部長、一点。今回、要介護五という方が新たに加わったやに聞きます。仄

聞するに、こうした方が四十万人おられるといふ
ようなことも聞くんですけれども、今回のこの法
案によつてどのぐらいの方が対象となつて増えて
いくというか、権利を有することができるのか、
ちょっと選挙部長、お聞かせいただきたいと思ひ
ます。

たところでございます。
そういう中で、私どもいたいでいる数字でござりますが、委員御指摘いただきましたように、現在、要介護五ということで指定されている方が約四十万人おられるようでございます。この四十万人のうちの約二十六万人が施設に入所しておられる。御案内のように、施設へ入所されておりませんと、すべてではありませんが、施設の長が不在者投票で投票管理者になりまして、そこで不在者投票でできるというような仕組みでそれが利用できますの

で、こういう方々を除きますと、在宅の要介護五
の方々が約十四万人おられるということでござい
ます。この在宅の約十四万人の方々のうち、介
護保険の対象になる方も既存の身体障害者手帳を
お持ちの方もおられるということであります。
こういうことで、既に対象となっていると見られ
る方々が二万人程度おられるのではないかといふ
ことがございまして、今回新たに郵便投票の対象
に要介護五を加えることによって純粋に対象とな
ると見込まれます数でございますが、推定の部分
も入っておりますが、約十二万人になるのではな
いかというふうに考えております。
あわせて、今回、お尋ねございませんでしたけ
れども、あわせて、今回、代理記載の制度を入れ
ることで、この関係で新たに対象になる方
もおられるわけでございます。これまで郵便投票
などの対象になつておりましたのは、例えば両下
肢一、二級といったような障害をお持ちの方々が

おられたわれてござりますが、こうした方々のうちでも、証明をしなければいけないということでこれまで対象になつておられなかつた方、今回、各党間の議論の中で、上肢障害一級の方、それから視覚障害一級の方が新たに対象になりますので、これらの方方が約十三三万人おられるようでございます。

先ほどの一二二万人と十三三万人合わせまして、今回の一回の制度で新たに対象となつてきます方々が約一十五万人になるのかなというふうに推定しているところでございます。

○大江弘志君 満みません もう時間なんですが
れども、本来聞きたかったことが聞けなかつたもの
ですから。延ばさないかぬと思つてちょっと余
計なことを聞きました、余計なことじやないです
が、ちよつと。

最後に一点だけ、部長。

やはり、その公正さということのこの担保とい
うものは罰則ということで今回言われておるんで
すけれども、果たして、選挙人の方が代理記載人
を指名するということは、当然、日ごろのお互い

の人間関係、信頼関係もあるとは思うんです。しかし、そういう中で、本当に自分の意思がどういふに正確に書いていただけるかということの中で、これやつぱりいろんな問題が起つてくる

という、罰則だけで担保できるのかという、こういう一つの不安があるんですけれども、最後に、この公正さの確保ということについて、ちょっと部長、簡単に答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(高部正男君) 先ほど来の御議論で若干触れましたけれども、今回、代理記載人については、あらかじめ届けていただく、それから署名をいただくということになつておりますので、そういう仕組みを取ること自身が、罰則の制度と併せまして選挙の公正に資するのではないかといふうな御議論をいただいているところでござります。

ただ、いずれにいたしましても、選挙人の便宜と選挙の公正というのを、どこの調和、どこで調和を取るのかという観点の中で、今回の改正について御議論を、いろいろ御議論をいただいたものだといふうに私どもは認識しているところでございます。

○大江康弘君 終わります。

○委員長(沓掛哲男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。——別に御意見もなないふうに私は認識しているところでござります。

(賛成者起立)

○委員長(沓掛哲男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)

及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行なうべきである。

一、自宅から外出できない障害者、高齢者等の選挙権行使の機会確保に十全を期すため、郵便等による不在者投票の拡充と併せ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票等についても、その導入を検討すること。

二、情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、誰もが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。

三、すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(沓掛哲男君) ただいま福山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(沓掛哲男君) 全会一致と認めます。

よつて、福山君提出の附帯決議案は全会一致をこの際、福山君から発言を認められておりますので、これを許します。福山哲郎君。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)

までは、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

大変ありがとうございました。

○委員長(沓掛哲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(沓掛哲男君) 御異議ないと認め、さよに決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時三十六分散会

七月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百四号)の一部を「戦傷病者特別援護法」に改め、「規定する戦傷病者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の選挙人に同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができるものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)をして投票に関する記載をさせることができる。

第二百二十九条の二の見出し中「補助すべき者」の下に「及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者」を加える。

第二百三十七条の二の見出し中「代理投票」を

第三項に改める。

第二百七十三条第二項中「第三項」を「又は第四項」に改める。

2 第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む)の氏名又は衆議院名簿登載出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときは、前項と同様とする。

第二百五十五条第三項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

第二百六十三条第四号中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第二百七十三条第三項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

第二百七十三条第二項中「第三項」を「又は第四項」に改める。

され又は告示された選挙又は審査については、
なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第三条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次

のように改正する。
第二十六条中「第四十九条第三項」を「第四
十九条第四項」に改める。

十九条第四項」に改める。

第六条 農業委員会等に関する法律の一部を次の
ように改正する。
第十一條中「第四十九条第三項」を「第四十
九条第四項」に改める。

第四十九条の表中

第一百三十七条の二

公職の候補者（公職の候補者たる参
議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿届出政党等若しく
は参議院名簿届出政党等の名称若し
くは略称又は公職の候補者に対して

投票の内容

投票の内容

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の
総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億
円の見込みである。

第一百三十七条の二

公職の候補者（公職の候補者たる参
議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿届出政党等若しく
は参議院名簿届出政党等の名称若し
くは略称又は公職の候補者に対して

投票の内容

投票の内容

に改める。

第一百三十七条の二

○の記号
公職の候補者（公職の候補者たる参
議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿登載者を含む。）の氏名若
しくは衆議院名簿届出政党等若しく
は参議院名簿届出政党等の名称若し
くは略称又は公職の候補者に対して

投票の内容

投票の内容

に改める。

漁業法の一部改正

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同条の表中「第六十七條

第六十七條

第六十八條

第六十八條

第六十八條

漁業法第九十一条

に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する
法律の一部改正)

第十三條第十項及び第十三條の二第二項中
「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」
に改める。

第五条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する
法律の一部を次のように改正する。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

平成十五年七月二十三日印刷

平成十五年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F